

久多漁業協同組合京内共第 12 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、久多漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第 12 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ及びます類をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭若しくは、組合が別に定める様式による。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオの期間内でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間	
あゆ	手釣、竿釣	1 人 1 竿	全区域、ただし、あゆ友釣り専用区は別に定める	6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内で組合が定め公表する期間内	
	水眼鏡、水視眼鏡	1 人 1 具	全区域、ただし、あゆ友釣り専用区及びます類濃密放流区は除く	7 月 25 日から 9 月 15 日までの期間内で組合が定め公表する期間内	
うなぎ	手釣、竿釣	1 人 1 竿	全区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
	水眼鏡、水視眼鏡	1 人 1 具	全区域、ただし、あゆ友釣り専用区及びます類濃密放流区は除く	7 月 25 日から 9 月 15 日までの期間内で組合が定め公表する期間内	
ます類	あまご いわな にじます	手釣、竿釣	1 人 1 竿	全区域、ただし、ます類濃密放流区は別に定める	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
					3 月 16 日から 9 月 30 日まで
					1 月 1 日から 12 月 31 日まで

全魚種	やな漁法		全区域	9月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
-----	------	--	-----	---------------------------------

2 漁場区域内に次の表のとおり、あゆ友釣り専用区及びます類濃密放流区を設ける。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	手釣、竿釣	1人1竿	久多川合町、針畑川の府県境から上流出合まで	6月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
ます類	あまご	1人1竿	久多下の町、久多川の万燈籠橋から上流大宮橋まで	3月1日から9月30日まで
	いわな			3月16日から9月30日まで
	にじます			1月1日から12月31日まで

3 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。

ア魚種	イ区間	ウ期間
アユを除く全ての魚種	上の町桂橋から上流一つ目の砂防堰堤までの約1.8Kmの区間（支流含む）	3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間

4 第1項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(漁具漁法の制限)

第4条 京都府内水面漁業調整規則第27条で禁止されている漁具漁法のほか、次の表のア欄に掲げる魚種において、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ漁具漁法
あゆ	素がけ漁具漁法
あゆ、ます類	ヤスを使用する漁具漁法及び巻網、投網を使用する漁具漁法

(体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長	
うなぎ	30 cm	
ます類	あまご	12 cm
	いわな にじます	15 cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては、50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	期間	遊漁料	備考
あゆ	年券	11,000円	
	日券	3,000円	
ます類 うなぎ	年券	7,000円	
	日券	2,000円	3月1日から9月30日まで
1,000円		3月1日から9月30日まで 女性及び子供(中学生以下の者)	
ます類濃密放流区	日券	3,000円以内	
全魚種	やな 漁法	1統 25,000円	9月1日から12月31日まで

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁承認証は再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合はこの限りでない。
- 5 組合はあらかじめ理事会の承認を得た枚数の範囲内で遊漁の招待券を発行することができる。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
- 5 遊漁者は、組合が魚漁法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納

付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第 11 条 この規則のうち、遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要なものは、別に定める。

附則

この規則は令和 5 年 月 日から施行する。(京都府知事の認可のあった日)